

(平成24年1月12日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福井地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人のA社に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が平成7年3月21日、資格喪失日が9年10月5日とされ、当該期間のうち、7年3月21日から8年2月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日を7年3月21日とし、標準報酬月額については、申立期間のうち7年3月及び同年4月を16万円、同年5月を15万円、同年6月から8年1月までを16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人の申立期間②における標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果18万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の15万円とされているが、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立期間②の標準報酬月額を平成8年10月及び同年11月を16万円、同年12月を18万円、9年1月を17万円、同年2月から同年4月までを18万円、同年5月を17万円、同年6月を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の上記訂正後の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年3月21日から8年2月1日まで

② 平成8年10月1日から9年7月1日まで

私は、平成7年3月21日からA社で厚生年金保険に加入していたにもかかわらず、申立期間について厚生年金保険被保険者記録が欠落している（申立期間①）。

また、平成8年10月から9年6月までの標準報酬月額については、実際の標準報酬月額よりも低く届出が行われている（申立期間②）。

申立期間①及び②については、当該事業所から、既に資格取得日及び標準報酬月額訂正届が出されているものの、消滅時効により年金給付に反映されない記録であるため、調査し、年金給付に反映してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人のA社に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が平成7年3月21日、資格喪失日が9年10月5日とされ、当該期間のうち、7年3月21日から8年2月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、B健康保険組合から提出された被保険者台帳の記録及び同僚の供述から、申立人がA社に勤務していたことが認められる。

また、申立期間①のうち、平成7年4月から8年1月までの期間については、当該事業所から提出された所属別支給控除一覧表により、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上記所属別支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料額及び報酬月額から、平成7年4月は16万円、同年5月は15万円、同年6月から8年1月までは16万円とすることが妥当である。

さらに、申立期間①のうち、平成7年3月については、所属別支給控除一覧表が確認できないものの、事業主は、「健康保険に加入していたとすると、健康保険料のみを申立人の給与から控除するとは考えられないため、厚生年金保険料も同時に控除していたと思われる。」と回答している上、B健康保険組合は、「申立人の健康保険料については、平成7年3月分から9年9月分まで納付されており、未納は無かった。」と回答しているこ

と、及び同組合の被保険者台帳の記録から、資格取得月である7年3月の厚生年金保険料についても、直後の月以後の所属別支給控除一覧表から確認できる厚生年金保険料額と同額の源泉控除が行われていたと推認されることから、同年同月に係る標準報酬月額については、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして、訂正の届出を行ったものであることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成7年3月から8年1月分までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初15万円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成15年5月に18万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（18万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（15万円）となっている。

また、申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、当該事業所から提出された所属別支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料額から、申立期間②のうち、平成8年10月及び同年11月を16万円、同年12月を18万円、9年1月を17万円、同年2月から同年4月までを18万円、同年5月を17万円とすることが妥当である。

また、申立期間②のうち、平成9年6月については、厚生年金保険料額を確認できる所属別支給控除一覧表が確認できないものの、同一覧表において定時改定月である8年10月から9年5月までの厚生年金保険料額が同額であることが確認できることから、当該月についても同様に標準報酬月額18万円に相当する厚生年金保険料額の源泉控除が継続していたと推認される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保

險事務所は、申立人に係る平成8年10月から9年6月分までの納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間においてA社Bに勤務し、C共済組合の組合員であったことが認められることから、申立人のC共済組合員としての資格取得に係る記録を昭和48年10月1日、資格喪失に係る記録を49年9月1日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、15万411円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月1日から49年9月1日まで

私は、昭和48年10月1日から49年8月31日までの間、A社Bに正社員として勤務していた。私と同時期に当該A社Bに勤務していた同僚にはC共済組合の組合員の記録があるのに、私には、申立期間について同組合員の加入記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社Bに昭和48年10月1日から49年8月31日まで勤務していたと供述しているところ、申立人から提出された同社Dの研修生名簿、同Dの卒業証書等及び同名簿に記載されている二人の同僚の証言から、申立人が申立期間について同社Bに勤務していたことが認められる。

また、前述の二人の同僚は、いずれも「私と申立人は、昭和48年10月1日付けでA社に正社員として採用され、同日付けで同社Bに配属となり、一緒にDにおける研修に参加した。」と供述しているところ、当該二人の同僚に係るオンライン記録を見ると、申立人が当該A社Bに勤務したと主張する昭和48年10月1日から、C共済組合員の加入記録が確認できることを踏まえると、申立人は、申立期間に同組合員であったことが認められる。

C共済組合員であった期間は、旧E共済組合法（昭和31年法律第134

号) が施行された昭和 31 年 7 月 1 日から平成 9 年 3 月 31 日までの期間については国家公務員等共済組合の組合員であり、同年 4 月 1 日からは厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成 8 年法律第 82 号) 附則第 5 条の規定により厚生年金保険の被保険者であった期間とみなすことから、申立人の C 共済組合員としての資格取得日に係る記録を昭和 48 年 10 月 1 日、資格喪失日に係る記録を 49 年 9 月 1 日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同期入社した同僚の俸給及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和 60 年法律第 105 号) 附則第 9 条の規定から判断すると、15 万 411 円とすることが妥当である。

福井厚生年金 事案 539

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和42年9月1日、資格喪失日は43年4月16日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、2万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月1日から43年4月16日まで

私は、申立期間において、A社B工場で勤務していたが、その間の厚生年金保険の加入記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管するA社が発行した「入寮のしおり」に記載されている社員寮の名称及び所在地並びに同僚の供述から、申立人は、申立期間において、同事業所B工場で勤務していたことが推認できる。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で生年月日が一致する者に係る厚生年金保険被保険者記録（資格取得日は昭和42年9月1日、資格喪失日は43年4月16日）が確認できる。

一方、オンライン記録を見ると、当該被保険者記録は、振り仮名は異なるものの、申立人と同姓同名で生年月日が一致する別人に統合されていることが確認できる。

しかし、当該別人の住所地を管轄している年金事務所が行った、申立期間の勤務実態に係る調査において、当該別人は、「親戚に誘われて、A社の工場で勤務した。」旨を回答しているところ、オンライン記録を見ると、当該親戚と同時に当該事業所の工場で厚生年金保険に加入している期間は、

申立期間よりも3年以上後の期間である上、事業所名称についても当該事業所の他県にある別の工場名で記録されているほか、当該親戚は、申立期間については国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

また、申立期間において、生年月日が申立人と一致し、被保険者氏名が「C」と記録されている、当該事業所に係る雇用保険の被保険者記録が確認できるところ、当該氏名は申立人の振り仮名と一致している。

さらに、当該事業所は、申立期間において、「D」という氏名の従業員に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び同喪失届については一人分しかなく、同氏名の従業員が二人いたかどうかは不明である旨の回答をしているほか、同事業所で勤務していた複数の元同僚に照会を行ったところ、申立期間当時、同事業所に「D」という氏名の従業員が二人いたと回答している者はいない。

これらを総合的に判断すると、当該被保険者記録については、誤って当該別人に統合されたものと考えられ、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると判断できることから、事業主は、申立人が昭和42年9月1日に被保険者資格を取得し、43年4月16日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②のうち、昭和 59 年 9 月 3 日から同年 10 月 26 日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格喪失日に係る記録を同年 10 月 26 日に訂正し、同年 9 月の標準報酬月額を 9 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る同年 9 月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 3 月 1 日から同年 5 月 1 日まで
② 昭和 59 年 9 月 3 日から同年 11 月 1 日まで

私は、A 社に昭和 59 年 1 月下旬に入社し、約 1 か月間の試用期間の後、同年 3 月 1 日から正式に採用され、同年 10 月 31 日に退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、当該事業所に係る厚生年金保険の記録が同年 5 月 1 日から同年 9 月 3 日までになっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録及び同僚の供述から、申立期間②のうち、昭和 59 年 9 月 3 日から同年 10 月 25 日までについて、申立人が継続して A 社に勤務していたことが認められる。

また、複数の同僚は、申立人の勤務期間中に仕事内容や勤務形態の変更は無かった旨を回答している。

さらに、当該事業所において、厚生年金保険の被保険者であった同僚に照会したところ、退職日を記憶している同僚 9 人のうち、8 人は厚生年金保険の資格喪失日と退職日がおおむね一致していると回答しており、記憶している退職日の 1 か月前に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している

同僚は、「私の給与の手取額は退職するまで変わらなかったもので、厚生年金保険料は最後まで控除されていたと思う。」旨を供述している。

加えて、雇用保険の加入記録が確認できる 10 人のうち、申立人を除く 9 人は、いずれも雇用保険の離職日以降に厚生年金保険の資格を喪失していることが確認でき、申立人についても、雇用保険の離職日まで継続して勤務し、事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②のうち、昭和 59 年 9 月 3 日から同年 10 月 26 日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②のうち昭和 59 年 9 月の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における健康保険厚生年金保険被保険者原票の同年 8 月の記録から、9 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が昭和 59 年 9 月 3 日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年 9 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る同年 9 月の保険料を納付する義務を履行してないと認められる。

一方、申立期間①について、申立人の当該事業所に係る雇用保険の加入記録及び同僚の供述から、申立人が申立期間①において、当該事業所で勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立期間当時、当該事業所で勤務していた同僚 13 人に入社当時の状況を照会したところ、入社日について回答のあった 10 人のうち 9 人については、その入社日から 3 か月から 5 年 3 か月経過した後に厚生年金保険に加入している状況が確認できる上、当該期間について、複数の同僚は、事業主から社会保険に加入することを告げられるまでは国民年金に加入し、給与から厚生年金保険料が控除されていなかった旨を供述している。

また、申立人のオンライン記録を見ると、昭和 57 年 1 月から国民年金に加入し、申立期間①においては国民年金保険料（定額保険料及び付加保険料）を現年度納付していることが確認できるほか、申立人が当該事業所で厚生年金保険の被保険者となった 59 年 5 月 1 日付けで国民年金の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、申立期間②のうち、昭和 59 年 10 月 26 日から同年 11 月 1 日までについては、申立人の当該事業所に係る雇用保険の加入記録が確認できない上、上記同僚のうち申立人を記憶している複数の同僚からも申立人が同年 10 月末まで継続して勤務していたことをうかがわせる供述は得られない。

このほか、申立人の申立期間①及び申立期間②のうち昭和 59 年 10 月 26 日から同年 11 月 1 日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び申立期間②のうち昭和 59 年 10 月 26 日から同年 11 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福井国民年金 事案 291

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から11年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月から11年2月まで

私は、大学生であった20歳到達時には、他県で居住していたが、住民登録はA市にあったので、母が同市役所で国民年金の加入手続及び保険料の免除申請を行ってくれた。

大学卒業後は、居住していたB市に住民登録を移し、申立期間の保険料は、月々1万3,000円ほどを金融機関等で納めていた。

また、平成15年頃、母が「納付していない国民年金保険料があるので将来のためにも納付しておくように」と言って、社会保険事務所（当時）から納付書を取り寄せてくれたので、その納付書で数回に分けて納めたこともあり、未納期間が有ることに納得できない。

なお、母は、以前に、申立期間が未納となっていることについて年金事務所に問い合わせたところ、「その期間は、納めなくていいです。」と言われたことを鮮明に記憶している。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、当時居住していたB市において、金融機関等で納付していたと申し立てている。

しかしながら、申立人に係る市町村国民年金被保険者名簿（電算記録）及びA市の国民年金被保険者台帳において、申立期間の保険料が納付された記録は無く、このことはオンライン記録とも一致しており、行政機関の記録に不自然な点はみられない上、同被保険者台帳の摘要欄には、申立人が平成11年4月21日付けでB市からA市に転入した記録とともに「9、10年未納」と記載されていることが確認できる。

また、申立期間当時の納付書は、コンピュータで作成され、光学式文字読取機（OCR）により、納付記録が入力される場所、申立人が金融機関等で納付したとする申立期間（23 か月）の保険料納付記録が全て漏れることは考え難い。

さらに、申立人は、平成 15 年頃、納付していなかった過去の保険料を数回に分けて納付したと申し立てているところ、オンライン記録を見ると、同年 9 月 16 日に 6 年 4 月から同年 9 月までの保険料を追納し、その後、免除期間の保険料について、順次、追納していることが確認できるものの、申立期間については、免除期間ではなく未納期間となっていることから、これらいずれの追納時点においても、徴収権の時効消滅により保険料を納付することができなかったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人の氏名について、複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。